

刑事手続に関する裁判書等の写しの送付について

平成10年12月8日刑二第323号高等裁判所
長官、地方裁判所長宛て刑事局長通達

執務の参考としたいので、平成11年1月1日以降、標記の裁判書等の写しを下記により送付してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 裁判書等の写しの送付を要する裁判

次に掲げる裁判があったときは、その裁判書の写し又はその裁判を記載した調書の写しを送付する。

(1) 忌避の申立てを認容する裁判並びにこれに対する即時抗告、準抗告及び異議の申立てに対する決定

(2) 付審判請求（刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第262条）に対する刑訴法第266条第2号の決定及びこの決定のあった事件の終局裁判

(3) 勾留、押収又は押収物の還付に関する裁判に対する準抗告又は抗告に対する決定。ただし、法令の解釈及び適用等について先例の乏しい事件その他の執務上参考となる判断を含む事件に限る。

(4) 検察官、検察事務官又は司法警察職員のした処分の取消し又は変更の請求（刑訴法第430条）に対する決定。ただし、法令の解釈及び適用等について先例の乏しい事件その他の執務上参考となる判断を含む事件に限る。

2 送付方法

(1) 1に掲げる裁判があったときは、各庁は、その裁判の裁判書の写し又はその裁判を記載した調書の写し1部を、その都度速やかに送付する。地方裁判所にあつては、管内の簡易裁判所の分も送付する。

(2) 送付を要する裁判書の写し又は調書の写しには、不服申立ての有無及び不服申立てがあったときは、その年月日を付記する。

付記

1 この通達は、平成11年1月1日から実施する。

2 昭和51年6月25日付け最高裁刑二第123号刑事局長通達「刑事手続に関する裁判書等の写しの送付について」は、平成10年12月31日限り、廃止する。

3 平成10年12月分の送付については、なお従前の例による。